

## 入札説明書

令和2年札幌市告示第6889号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領等その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和2年12月18日

2 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市環境局環境事業部施設管理課 電話 011-211-2922 FAX 011-218-5105

3 入札に付する事項

(1) 件名

- ア 令和3年度発寒清掃工場余剰電力売却
- イ 令和3年度駒岡清掃工場余剰電力売却
- ウ 令和3年度白石清掃工場余剰電力売却（バイオマス対象外電力）

(2) 特質等 仕様書による。

(3) 供給期間 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

(4) 売却予定電力量

- ア 14,167,600 kWh
- イ 10,460,100 kWh
- ウ 20,417,900 kWh

(5) 入札方法 入札は、当局が提示する予定売却電力量の対価を入札者が見積もった単価に従って計算した総額で行う。入札金額は、仕様書等に示した月ごとの予定売却電力量に対して、入札者が当局の提示する単価区分ごとに設定した単価に基づき、計算した総額を入札書に記入すること。

なお、各月の電力量料金の月額小計に1円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

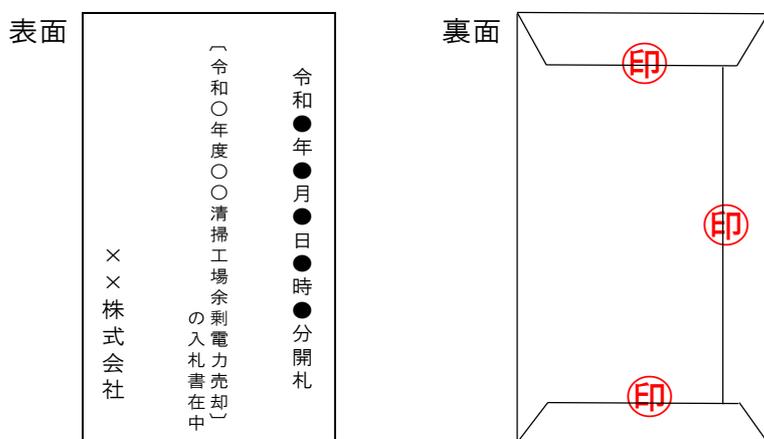
- (カ) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (2) 平成30～令和2年度（平成30～32年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「電力業」に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者として登録を受けた者、又は登録申請が完了している者。ただし、登録申請が完了している者は、入札までに小売電気事業者として登録を受けること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書の提出方法

ア 入札書（別紙1）の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年1月20日13時30分開札〔令和3年度〇〇清掃工場余剰電力売却〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

#### 図）入札書提出時の封筒について



イ 入札書別紙「契約単価積算内訳書」に社印、代表者氏名の記入や押印は不要であるが、「入札書」と「契約単価積算内訳書」とをホチキス止めしたうえで割印を押印すること。割印がない場合は入札が無効となるので、注意すること。

ウ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和3年1月20日13時30分開札〔令和3年度〇〇清掃工場余剰電力売却〕の入札書在中」の旨を記載し上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

- (2) 入札説明書の交付方法 上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/2021yojoudenryoku.html>

(3) 入札書の受領期限

令和3年1月20日(水)9時30分(送付の場合は必着のこと)

(4) 本件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、令和2年12月28日(月)までの間に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和3年1月12日(火)17時00分までに、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、下記URLのホームページに掲載する。

<http://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/2021yojoudenryoku.html>

(4) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで委任状(別紙2)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年1月20日(水)13時30分

場所 札幌市役所本庁舎12階 環境局会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 6 その他

### (1) 入札保証金 免除

### (2) 契約保証金 要。

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供されなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条の各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

### (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならない。このほか、関係職員の求めに応じ、上記4に掲げる入札参加資格を証する書類その他関係書類を求められた場合は、入札書を受領期限内に提出しなければならない。

また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書・仕様書・契約書案等については、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

### (4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

### (5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

### (6) 契約方法

落札者が入札において提示した電力量料金の単価で契約する。

(7) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、速やかに契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 契約書（案）のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本局に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出にあたっては、書面を持参するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。